

(宛先) 北茨城市長



東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

申告者 (納税義務者)	住所・所在	〒 ー							
	氏名・名称	印			個人番号 (法人番号)			電話番号	

地方税法附則第56条第10項、第11項、第13項及び第14項の規定（東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例）の適用を受けたいので、次のとおり申告します。なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者	住所・所在	□申告者住所と同じ 〒 ー							
	氏名・名称								

代替資産 の状況	土地	所 在	地番	地積	地目	用途	共有持分	取得年月日	所有者の別 (いずれかに○)
				m ²				年 月 日	所有者 ・ 同居予定親族
				m ²				年 月 日	所有者 ・ 同居予定親族
	建物	所 在	家屋番号	床面積	種類・構造	用途	共有持分	取得年月日	所有者の別 (いずれかに○)
				m ²				年 月 日	所有者 ・ 同居予定親族
				m ²				年 月 日	所有者 ・ 同居予定親族

被災資産 の所有者	住所・所在	□申告者住所と同じ 〒 ー							
	氏名・名称								

被災資産 の状況	土地	所 在	地番	地積	地目	用途	共有持分	被災住宅用地要件
				m ²				□ 住宅用地適用
				m ²				□ 住宅用地適用
	建物	所 在	家屋番号	床面積	種類・構造	用途	共有持分	被災家屋要件 (罹災証明の判定等で下記のいずれかに○)
				m ²				全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ その他()
				m ²				全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ その他()

「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。

「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地をいう。

添付書類

- 1 被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋及び代替家屋の所有者の氏名又は名称及び住所又は所在地等を証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」及び「住民票（写）」又は「商業登記簿謄本（写）」
- 2 被災住宅用地及び代替土地又は被災家屋の所在地を証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」及び「不動産登記簿謄本（売買契約書（写）等でも可）」
- 3 被災住宅用地に存する法第349条3の2第1項に規定する家屋又は被災家屋が震災により被害を受けたことについて当該被災住宅用地の所在地の市町村長が証する書類、その他当該被災家屋が、震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類
⇒ 「半壊」以上の判定を受けた「り災証明書（写）」又は「解体契約（証明）書（写）」
- 4 平成23年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受けたことを証する書類及び代替土地を法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」及び「東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書（以下「特例申告書」）」
- 5 被災家屋が、平成23年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録されていた旨を証する書類、その他被災家屋が存したことを証する書類
⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」
- 6 被災住宅用地の面積（被災住宅用地が共有物であるときは共有持分）を証する書類
⇒ 「不動産登記簿謄本（写）」又は「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」及び共有物の場合は「共有者持分の分かる不動産登記簿謄本（写）」
- 7 震災特例の適用を受けようとする代替家屋の詳細を明らかにする書類
⇒ 「不動産登記簿謄本」又は建築確認申請若しくは建築図面等
- 8 代替土地の面積（代替土地が共有物であるときは共有持分）を証する書類
⇒ 「不動産登記簿謄本（写）」又は「平成23年度固定資産課税台帳記載事項証明書」及び共有物の場合は「共有者持分の分かる不動産登記簿謄本（写）」
- 9 相続人等が震災特例の適用を受けようとする場合は、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、その他相続人等に該当する旨を証する書類
⇒ 「戸籍謄本等」又は「商業登記簿謄本（写）」
- 10 三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は、代替土地の上に新築される家屋に被災住宅用地の所有者と同居する予定であることを約する書類
⇒ 「特例申告書」
- 11 三親等内の親族が震災特例の適用を受けようとする場合は、被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族であることを証する書類
⇒ 「戸籍謄本等」
- 12 被災住宅用地又は被災家屋の所有者が合併により消滅したときに、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は被災住宅用地又は被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人であることを証する書類
⇒ 「商業登記簿謄本（写）」
- 13 その他
必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。